

近・現代僧侶の戒律観

熊 本 英 人

(駒 沢 大 学)

はじめに

二〇〇八年度日本仏教学会学術大会の共同研究テーマ「戒律と倫理」に従って、近・現代僧侶の戒律観という題で報告するわけであるが、戒律の専門家でもない私が、そもそもなぜこのようなタイトルで発表するようになったかを説明しなければならない。

昨年(二〇〇七年)、駒澤大学を会場として開催された「宗教と社会」学会学術大会で、私は、名古屋工業大学の川橋範子先生と「ラディカルな現代仏教批判」というテーマセッションを組み、そのなかで、「僧侶とは何者か——現代における戒律の意味」という報告を行った。これについては、『宗教と社会』第一四号(二〇〇八年六月)にそのテーマセッションの報告が掲載されているが、特に、私の報告については、「僧侶とは何者か——現代における戒律の意味」(駒澤大学仏教学部論集』第三八号、二〇〇七年一〇月)に詳しく述べたので、それを参照いただきたい。簡単に言えば、その主題は、戒律そのものの内容や、戒律を遵守すべきかどうか、という問題ではなく、実際に、戒律がどのように意識され、利用されているかという問題である。

私の専門は、曹洞宗の近代史で、戒律の専門家でもなく、教理学を研究する者でもない。その私が、このタイトルで発表することとは、戒律とは何か、倫理とは何か、という議論ではなく、これまで研究してきた近現代仏教史において、「戒律と倫理」というテーマから何が見えてくるか、というのが本報告の主題である。

結論から先に言ってしまうと、戒律という、仏教教団を背景に持つものと、倫理という社会を背景に持つものとを並べるとき、そこにどのような注意が必要か、ということである。

実は、私は、五年前（二〇〇三年）、大正大学で行われた本学会の大会において、共同研究テーマ「家族のあり方と仏教」について報告したが、その時も、私の報告は、戒律が主題ではなかったが、僧侶の妻帯の問題、つまりは、僧侶の「家」、「家族」の問題が、明治五年の「肉食妻帯勝手足るべし」以来解決されておらず、しかも、そもそも仏教にとって「家」とは何かが明確にされていないのにもかかわらず、そこからどうやって家族のあり方を導き出すのか、というような問題提起を行った（拙稿「寺と家族・寺の家族」『日本仏教学会年報』第六九号、二〇〇四年五月参照）。

本報告も同様に、戒律と倫理をはたして単純に並べていいのか、という疑問から始まっているわけである。

不姪戒をめぐる

私がこれまで見てきた近現代の曹洞宗の諸問題の中で、戒律というキーワードでみていくと、今も述べたように、まず、いわゆる僧侶の肉食妻帯戒禁の問題がある。すなわち、不殺生戒と、不姪戒の問題である。ここでは、妻帯、男性僧侶の不姪戒の問題の方に絞って考える。

これは、明治五年四月の太政官布告第一三三号「肉食妻帯蓄髪等勝手たるべき事」に端を発し、男性僧侶の不姪戒の問題が表面化したということである（拙稿「曹洞宗議会にみる「寺族」問題」『曹洞宗宗学研究紀要』第八号、一九九四年一〇月参照）。

すなわち、不姪戒、不殺生戒などを否定するかの如き太政官布告に対して、僧侶、仏教界はどのように対処したかということである。曹洞宗の場合を見ると、まず、曹洞宗教団上層部では、これを戒律否定と受け取り、戒律遵守の立場を表明する。同年すぐに、教導職須知略で、「従前の戒律をもって教諭に及ぶべし」とし、さらに、訓諭で「従前の不規を改め奮発激励正法を護持し国恩を報ずべし」とするなど、戒律遵守、肉食妻帯禁止の立場を主張し、教団の僧侶に徹底させるべく動いた。そこにはまた、「従前の不規を改め」とあるように、陽守陰犯（表向きには守って、陰では破る）といわれるような必ずしも戒律が守られていないという認識もあった。明治八年の説諭には、「淫肉の二戒に至っては陽守陰犯自他を欺き天鑑を蔑如し抗顔宗旨たる者少なしとせず」とある。つまり、現実には、この太政官布告によって、戒律遵守の徹底があらためて唱えられることにもなったわけである。

こうした仏教界の動きに対して、政府も、明治七年、大教院示達として、「太政官布告は宗規を破壊せしむるの義にあらず」とした。つまり、「肉食妻帯蓄髪等勝手たるべし」は、あくまで「勝手たるべし」という選択肢の問題であって、戒律の否定ではないというのである。

もともと、僧侶の破戒、不姪戒に関わる女犯という問題は、近代の、この太政官布告以降に問題となったものではなく、前近代から真宗を中心に議論も行われている。明治五年の太政官布告によって、戒律遵守が国法による制約を離れ、その結果、戒律をめぐるあらたな議論も起こったわけであるが、実際には、日本仏教の破戒の実態が表面化さ

れ、戒律の形骸化が進み、既成事実として黙認されていたという現実があるのである。

曹洞宗では、明治一九年に初めて制定された「宗制」で、寺院への女性（異性）の寄宿（居住）を禁止した。ところが、その条項は、明治三九年の改訂において削除され、結果として「陽守陰犯」の状況を黙認することとなる。つまりは、教団の戒律遵守の方針にもかかわらず、その形骸化の加速は止めることができなかったのである。

したがって、議論の流れを見ても、戒律遵守をどうするか、といった問題から、僧侶の妻をどうするか、という問題へと主題は移っていく。

このことは、戒律の問題が解決したのではなく、戒律の問題は棚上げにしたまま、教団組織上の問題、寺院運営上の問題のみ語られているということでもある。

不殺生戒をめぐる

次に、仏教と戦争の問題がある。これはすなわち、不殺生戒の問題である。

この問題については、私自身、直接取り上げて考察は行っていないが、大学で「仏教と社会」という講座を担当して、その中で毎年取り上げている。

この問題は、市川白弦の問題提起とその後の業績によってよく知られているところであろう。

戦争という状況において、戒律は、どう守るか、ではなく、どう解釈すれば守れるか、という問題となり、言い換えれば、それは、戒律を守って行うことができる「仏教として正しい戦争」の創出という問題である。いったい、殺生にどのような例外があるのか。そこにあるのは、はたして本当に不殺生戒と言えるのかどうか。

実は、この議論の前提には、少なくとも近代においては、仏教は国家をどう捉え、国家と国家の対立をどう捉えるか、という問題があるわけであるが、ここでは、戦争という状況における殺生の問題に限定して取り扱うこととする。たとえば、戦争において戒律がどう解釈され喧伝されたか、市川白弦の挙げた例からいくつか見てみよう。

昭和七年、曹洞禅僧の戦争肯定、「人間は生きている限り殺生せざるをえない、生存に関し相容れぬ状況に逢着した場合には、成仏の期の早いものを殺し、遅いものを生かす、これが仏の理法であり、この理法に合致するかぎり、どれほど殺生するもよろしく、これに三帰戒を授ければよい、一国と他国とが利害相反する場合も同様である」(市川白弦『日本ファシズム下の宗教』エヌエス出版会、一九七五年、『市川白弦著作集四』法蔵館、一九九三年所収、一六四頁)。

昭和一〇年、仏教界有識者の中国仏教徒に対する啓蒙、「支那政權軍閥の徒の飽くなき貪欲の為(中略) 又人類人道の公敵たる共産党(中略) を全支より駆逐し、真に憐むべき民衆を救済し、以て東亜永遠の平和を確立せむが為(中略) この已むに已むを得ざるの大悲折伏、一殺多生はこれ大乘仏教の嚴肅に容認する所である」(同上、一八一頁、中略は原文ママ)

昭和一七年、曹洞禅僧の禅戒論、「法華經の『三界は皆是れ我が有なり、其中の衆生は皆是れ我が子なり』。ここから出発すれば、一切のものは、敵も味方も我が子、上官も我が有、部下も我が有、日本も我が有、世界も我が有の中で、秩序を乱すものを征伐するのが、即ち正義の戦いである。ここに殺しても、殺さんでも、不殺生。この不殺生戒は剣を揮う。この不殺生戒は爆弾を投げる。だからこの不殺生戒というものを参究しなければならん。この不殺生戒というものを翻訳して、達磨はこれを自性靈妙と云った」(同上、二四二頁)。

このように見ただけでも、戒律の名を借り、仏教の名を借りて、戦争、殺人という現実の肯定が行われたことは紛

れない事実である。これが、戒律を社会の倫理と並べるときに注意しなければならない問題の一つである。

これに関して、市川は、すでに昭和一二年に、「道徳」という言葉の使われ方、「道徳」が強制されるとき危険について、次のようなきわめて示唆的な発言をしている。

「今日ほど道徳の高唱せられる時代を我々は知らない。政治も芸術も宗教も、我々の周囲の一切のものが、道徳化せられんとしている（中略）選挙権の行使を以て権利の行使であると考えていた我々は、むしろそれが「国民の義務」であることを教えられた。かの民謡なるものは、民衆の間に期せずして流行し、愛誦せられるものだと考えていた我々は、これを歌うことが国民の義務であるかのように感ずるに至った。かつて宗教の本質は道徳を超越していると教えられた我々は、いまや一切の宗教が道徳にかしづき、国民道徳の補助機関として奉仕しつつあることを、目撃している。林前首相は「滅私奉公」の倫理の提唱者として有名であるが、この倫理は、かつてわが国固有の美風として「廓」の存在の意味を、弁証法的に基礎づけられ、ここに最も美しき「つとめの倫理」を見出し、日本精神の真髓ここに在り、と道破せられた某博士（紀平正美）の哲学と、相通する者を感じさせられる。（中略）かのようなツトメの倫理の権化として、なお我々の記憶に新しいものは、忠犬ハチ公である。諸子百家巷に満ち、倫理道徳猷類に及ぶ。何という倫理全盛の時代であるか。しかし日本精神の本質は、このようにつきつめたツトメの倫理に尽きるのであるか。」（同上、一九〇頁、中略は原文ママ）

出家と戒律

最後に、葬式仏教という日本仏教の現実が、はたして出家ということ、家とは何かということとどのような状態に

なっているかということを見てみたい。この問題を戒律と直結させていかどうかは分からないが、少なくとも、戒律は本来、仏教徒であることを前提とし、出家であることを前提としていたはずだからである。それはまた、戒律を社会に結びつけることの意味もまた問うことになるはずである。

そもそも、家族、家庭を持つ僧侶とはどういう意味を持っているのか。

曹洞宗は、現在も建前上は戒律遵守を捨ててはいない。少なくとも、宗憲上に、僧侶の婚姻やその配偶者の位置づけについて規定するところはない。

『曹洞宗宗憲』には「本宗の宗旨を信奉し、寺院に在住する僧侶以外の者を「寺族」とあり、これは、実際にはほとんどの場合男性僧侶の配偶者がこれに該当する。しかも、その多くが何らかの形で寺院の運営に関与しているのである。この、「寺族」と呼ばれる男性僧侶の配偶者の位置付けや職掌や資格や権利の問題が「寺族問題」と呼ばれる問題の一部である。つまり、「寺族」の位置付けとその役割分担との間に齟齬がある、という問題である。そう言ってしまうと、「寺族」をどうするか、どうすればよいかの問題のように聞こえる。確かにそれが現実的な問題であるが、その本質は別のところにある。それは、そもそもなぜ「寺族」と呼ばれる存在が生まれたのか、ということである。それはまた、なぜ「家族」ではないのか、ということでもある。

それでは、不淫戒を破り、家族を持ち、世襲で寺を相続するという日本仏教において、戒律はどのような意味を持つのか。そもそも、現代日本において、出家とは何なのか。

葬儀中心、死者に対する儀礼中心の日本仏教の現実の中で、没後作僧、死後授戒という曹洞宗の喪儀法においては、戒律というものが重要な役割を果たしている。これに加えて、曹洞宗では、戒律を檀信徒に授ける「授戒」を布教化の一つとして位置付けている。

ここにおいて、持戒（戒律を守る）する者であると同時に、授戒（戒律を信者に授ける）する者であるはずの僧侶自身の矛盾が明らかとなり、それが僧侶の葛藤となるのである。

すなわちそれは、晴山俊英が指摘するように、「現代の日本においては、戒を受けることは出来ても戒を護り続けることは非常に困難である。すると初めから護ることが出来ない戒を受け、また授けることにどのような意義があるのか、宗侶自身が疑問を抱きつつ、受戒をし、授戒会を催し、葬儀をしているというところになろう」（晴山俊英「現代僧侶としての戒法の意義」『そうせい』第一一五号、二〇〇一年一月、二〇頁）というような問題である。

たしかに、「陽守陰犯」という自己矛盾の中で、「戒律」あるいは、「修行」というところに、しかも、内容よりも形式において頼らざるを得ない、というような傾向は見られる。

しかし、実は、ここで明らかになるには、一般から求められる僧侶像と、僧侶の目指す僧侶像とのズレである。

曹洞宗の調査によると、「理想と現実のはざま」で、曹洞宗の僧侶は、「宗門は宗教界で指導的役割を持っている」と考え、「僧侶は社会的地位が高い」と考えており、それを「宗教人としての誇りの反映」と見る（曹洞宗宗勢調査報告書二〇〇五（平成一七）年「曹洞宗宗務庁、二〇〇八年三月、一三五―一三六頁」）。したがってそこに、「僧侶は誇りの持てる生き方である」という意識の存在を認め、その背景は、「倫理的で正しい、社会的正義を実現していこうとするそのような生き方と、僧侶としての生き方が軌を一にするものとして理解されている」と分析されている（同上、

一三九頁。

これに対して、曹洞宗総合研究センターによるアンケート結果から、檀信徒の僧侶への期待をみると、「①人生の締めくくりの行事として葬儀は続けるべきと考える。②人々の信仰を深めるようなお葬式をしてほしい。③お寺の住職が、よく言われる葬儀と法事をするだけの人であってはならない。お寺を護り、布教にもつとめ、檀信徒を集め広く地域の住民から尊敬、敬意される人であってほしい。④法話等による御指導を頂き、先祖や天地・自然・社会地域すべてに対する感謝の念をもって生活するよう導いてほしい。⑤何とか本来の仏教（人を救う教え）に戻って貰いたい。⑥人生のあり方を見直し、学習を積み上げてきたことを信者の皆さんの心に留めさせ、心のささえになるよう指導すべきである。⑦檀家の人々と接して、心の教化に努力して欲しい。」というようなものであり、それがまた僧侶の伝統的イメージとも重なっているとされる（栗谷良道「檀信徒の意識から見た僧侶の問題点」曹洞宗総合研究センター編『僧侶——その役割と課題』曹洞宗事務庁、二〇〇八年三月、四三―四五頁）。

一方で、僧侶に対する批判には、檀信徒に対して傲慢な態度をとる、檀信徒を頭ごなしに叱る、檀信徒は寺に尽くすのを当然とする、といったものがある（同上、五〇―五一頁）。

このデータからだけで判断することはできないが、少なくともここには、不姪戒の問題も出てこないし、不殺生戒の問題も出てこない。倫理観、社会正義の問題も出てこない。

もちろん、だから僧侶や仏教がそれらと無関係で良いということではない。しかし、ここで重要なのは、「仏教では」という大前提なのではないのか？

若干のまとめ

このように見てくると、最初にも述べたとおり、戒律から倫理を見ると、問われているのは、戒律の内容そのものの意味よりも、仏教の教えを社会とどのように向き合わせるのかであり、それはまた、同時に、僧侶の主体とは何かという問題であるということが分かる。

これは、あらためて言うまでもないことかもしれない。

しかし、戒律と倫理というテーマを見たとき、戒律と倫理を結びつけることの危険性を強く自覚しておくことが必要であるというのが、本報告の主旨である。